

平成27年度 第1回山形県屋外広告物審議会議事録

- 1 日 時 平成27年7月16日(木) 14時00分から16時10分
- 2 場 所 あこや会館 202会議室
- 3 出席委員 和田会長、山畑委員、杉山委員、三原委員、杉山委員(代) 上坂委員、市川委員(代)、遠藤委員、能登委員、島津委員、増田委員、鈴木委員
欠席委員 秋野委員、井上委員、高澤委員、大澤委員
- 4 議事録署名委員 三原委員、鈴木委員
- 5 議 事

○ 議 事

広告景観モデル地区の指定について 【資料-1】

○ 報告事項

(1) 屋外広告物の全国点検調査の状況について 【資料-2】

(2) 屋外広告物の現状と課題について 【資料-3】

議 事

(事務局)

所定の時刻になりましたので、ただいまより屋外広告物審議会を開会いたします。本日の進行を努めます県土利用政策課の菊地と申します。

会議に先立ちまして、山形県県土整備部部長の上坂より御挨拶申し上げます。

(山形県県土整備部 上坂部長) 挨拶

(事務局)

最初に、御出席の委員の皆様を御紹介申し上げます。

山形大学地域教育文化学部教授 和田委員です。東北芸術工科大学デザイン工学部教授 山畑委員です。株式会社日本カラーデザイン研究所 杉山委員です。庄内地域史研究所 三原委員です。山形県警察本部長 杉山委員です。本日は沼澤生活環境課長が代理で出席されております。山形県県土整備部長 上坂委員です。山形市長 市川委員です。本日は県市長会の金内事務局長が代理で出席されております。山辺町長の遠藤委員です。山形県議会議員 能登委員です。同じく山形県議会議員の島津委員です。山形県屋外広告物美術協同組合相談役 増田委員です。山形県広告業協会事務局長 鈴木委員です。

以上、委員の皆様を御紹介させていただきました。

本日の審議会の開会要件について御報告いたします。委員16名中12名の御出席をいただきました。山形県屋外広告物審議会規則第4条第2項の規定により、本審議会が開会要件(過半数)を満たしていることを御報告いたします。

なお、本日の審議会は公開となっておりますが、報道関係者は2名、一般傍聴人は現在、ございません。

また、オブザーバーとして、長井市建設課及び置賜総合支庁西置賜建設総務課の担当者に出席していただいております。

当審議会は、平成25年10月の委員改選後初めての審議会となります。よって会長が不在となっておりますので、この場合、山形県屋外広告物審議会規則第3条第1項の規定により、会長は第1号委員学識経験者のうちから、委員の選挙により選出することになります。

どなたか、会長に御推薦いただける方はいらっしゃいませんか？

《事務局一任の声あり》

ただいま事務局一任の声がありました。では、事務局案として和田委員を会長としたいと思いますが、いかがでしょうか？

《異議なしの声》

異議なしのことですので、和田委員に会長をお願いしたいと思います。

議事については、山形県屋外広告物審議会規則第4条第1項の規定により、当審議会では会長が議長になるとされておりますので、和田会長に議長をお願い申し上げます。

(議長)

和田でございます。本日は皆様の御協力を得まして、議長の職責を果たしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、本日の議事録署名委員2名を私から御指名申し上げます。三原委員、鈴木委員、以上の両委員にお願いいたします。

では早速、本日の諮問事項であります「広告景観モデル地区の指定について」、事務局の説明を求めます。

(事務局)

～資料-1 をパワーポイントで説明～

(議長)

ただ今、説明がありました件について、委員の皆様の御意見を伺いたいと思ひます。御意見のある方、挙手をお願いしたいのですが、その前に、昨年11月に、私と秋野委員と三原委員の3人で現地視察を行いました。私から簡単に感想を述べますと、当該地区は昔ながらの街並みで、あまり派手な看板もなく、カラオケの看板が1箇所奇抜な物がありましたが、割と落ち着いた街並みだったという印象です。

三原委員から何かありませんか？

(三原委員)

今週の日曜日と月曜日に山形県地域史研究協議会が長井市で行われ、今説明があった地域も見学させていただいて説明も受けています。長井市が自分の持っている資源を活かして、街づくりに取り組みたいという気持ちが伝わりました。昨年11月の現地視察の時もそうでしたが、本当によく頑張っているという印象です。

私は、まだ屋外広告物についての理解が足りないと思ひているのですが、一番心配するのは、規制をかけることによって地域の元気がなくなってしまうのではないかということです。でも、昨年11月の現地視察の時に、既に指定されている高島町にも伺ったのですが、地元の方々が良い街を作りたいという気持ちで規制をかけ、雰囲気のある街になっている。

これを踏まえれば、長井市の取組みは良い方向に向かうのではないかと個人的に感じました。

(議長)

ありがとうございます。それでは、御意見、御質問のある方、挙手をお願いいたします。

(杉山委員)

大変意欲的な計画ということで、私も長井市は2度ほど伺っておりますが、落ち着いた街でこのような取り組みを行っているのは大変好ましいと思います。

色彩についての基準を伺いたいのですが、これは高島町のモデルと同じなのか。それから基調色は低彩度の色彩ということですが、多分に意欲的すぎると思います。私は景観アドバイザーもしていますが、低彩度の色は外壁色でもなかなか守ってもらえない数値です。今回は基調色ということで、これに対して墨色の文字を入れる広告を考えているのかどうか。私はこのように厳しく色の指定をしているのは見たことがない。私が参加している京都の都市環境デザイン会議の研究発表でも中彩度を使用しています。ソフトとかダルあたり(中彩度)を使うと、古い木造建築にも合いつつアピールできる色だという報告はされています。

また、広告や看板では、浅草やアメ横で少しワークショップを行っておりますが、やはり、楽しさ賑やかさを出そうとするとビビット色になるので、それは避けていただきたいと思います。

高島町が成功しているのであれば、皆で勉強しながら参考にしていくというのは良い。その辺りの研究の成果はどうか。色彩をうまく使えるとセンスの良い、シックな街並みになると思います。

(事務局)

高島町の中央通りが山形県で最初に広告景観モデル地区を指定した所ですが、近代和風のイメージの街並みにしておりまして、木製の看板にグレー系の文字を使用して、和風にこだわった看板を設置しております。

まさしく高島町は低彩度という誘導をしております、長井市の広告景観モデル地区は、多分に高島町を参考にしております。低彩度については基調色ということでございまして、厳しいという意見もありましたが、なるべく雰囲気のあるまち並みづくりをしていきたいという思いで、まちづくり協議会で決めておりますので、どこまでできるかということもあるかもしれませんが、低彩度の誘導基準に基づいて、看板を設置していくという考えです。

(杉山委員)

木製看板だろうという想定をしていましたが、実際は木製でも彩度4ぐらいなのです。彩度4というのは中彩度の範囲、そうすると低彩度からは外れてしまいます。ですから素材特定をするならば計画にきちんと記載していた方が良いでしょう。計画の中にもっと踏み込んで、木材を推奨するとか、自然材を使いましょうとか、そういう文言を入れてもよいのではという感じはします。

それから、罰則規定は想定しているのでしょうか。

(事務局)

基準が2つありまして、まず広告物景観風致維持基準については、設置基準になることから、こちらは条例で定めるところにより、これに違反した場合は罰則規定も適用となります。

一方で、広告物景観形成基準は、条例では適合するよう努めなければならないという表現に留められており、つまりお願い規定ということになりますので、罰則規定は適合されません。

しかしながら、広告景観モデル地区については地区住民で合意しているので、基準は遵守という前提になると認識しております。

(増田委員)

電線等は地中化になるのか。景観を考えるには地中化にしていくべき。また、規制が変わった場合の不適合広告物の猶予期間についてはどのくらいを見込んでいるのか。

それから、規制については、第3種普通規制地域を第1種普通規制地域にするということですが、合わせて色彩も指導していくということになるのですね。先ほどの説明では全ての建築工作物に届出が必要ということですが、広告物についても届出が必要ということになるのか。もし、自家広告物で基準に適合していても届出の対象になるとすれば、かなりの数になると思うが、そうでもないのでしょうか。

最後に、建植広告物間の距離とか、交差点付近の規制は考えていないのか。もしかすると交差点付近に貸看板の広告物が乱立する可能性があると思いますが、いかがでしょう。

(長井市)

当該地区は、本町・中央まちづくり協議会で統一された街並みを目指し、まちづくり協定を結んでおり、さらに協定に効力を持たせるため、景観法による景観重要地区を指定しているところだ。

電線地中化については、以前からまちづくり協議会で検討事項になっており、本町・中央まちづくり協議会から、東北電力に対し、強く電線の地中化を申し入れているところです。しかしながら地中化には相当の費用がかかるということで、今のところ思うようには進んでおりませんが、今後も働きかけを行っていく予定でおります。

(事務局)

指定により基準が変わった場合の猶予期間については、条例により5年間となります。

届出については、許可広告物は広告景観モデル地区による許可基準によりますが、景観重要地区として都市計画道路から両側10mの範囲については、自家広告物も含め全ての広告物についても届出が必要になるかと思えます。

自家広告物について、どれだけ既存不適合が出てくるかということでは、現時点では1件あるかどうかという状況と聞いております。

交差点付近の広告物の考え方については、後ほど報告事項でも触れますので、その際にお答えしたいと思います。

(議長)他に何か質問はありますか？

(杉山委員)

広告物の面積についてですが、しばしば山形県内においては野立て看板と袖看板の数が多いために気になっておりまして、それについて触れられていないように思うのですが、そこはどうなのでしょう。

もう1点はノボリ旗で、山形ではノボリ旗は彩度の高いものが多く使われておりまして、今回の広告景観モデル地区の計画を見てもノボリ旗は数も色も制限されていない。車で山形を移動しているとノボリ旗が非常に目につく。

広告業者にはもっと優良なデザインを目指してほしいと思いますし、優良なデザインを考える場合は色彩も考えてほしい。さすがに彩度2以下では広告の効果は見込めないかもしれませんが、ノボリ旗は、広告効果はあるが景観上は阻害する場合もある。この辺はどう考えているのでしょうか。

(事務局)

屋外広告物については、一般的に色彩等に関しては規制をしていない。例えば別法で、今回の景観重要地区のような景観に絡んだエリアで色彩を検討するということもあるかもしれませんが、屋外広告物条例では規制をしておりません。

それから山形県内、他県と比べてノボリ旗が多いかどうかは不明ですが、山形県では一昨年、昨年、今年とデスティネーションキャンペーンを夏場に行っておりまして、その関係で例年に比べて観光PR等のノボリ旗は多くなっているのではないかと思います。

また、屋外広告物条例上はイベント系のノボリ旗は適用除外で許可不要となっており、許可を要する場合については、2ヶ月という期間で許可している状況です。

高畠町も長井市も、閉店時は収納するという誘導基準になっております。

(杉山委員)

浅草では、ノボリ旗に藍色と鼠色と茶色しか使っていない。それでもノボリ旗の広告効果はある。そういう意味では、長井市らしい色とかを皆さんで考えて、見栄えを良くする取り組みしてもらえると良い。これは希望です。

(三原委員)

私も高畠町の現地に行った時に、シックな街中に派手なノボリ旗がありましたが、これは閉店時にしまうという説明がありまして、そのことを思い出しました。今の浅草の話聞いてみて、ノボリ旗も少し工夫ができるのかと思いました。

(金内代理)

確認ですが、モデル地区の指定の仕方で、指定地域は一部の区域となりますが、県広報の場合、図面表示になるのか地番表示になるのかを教えてください。図面上では不規則なエリアですので、地番表示になるのかと思いますが、どうなのでしょう。

それから、街路拡幅が行われると10m部分が自動的に膨らんでいくと思いますが、その際に改めて審議会で審議する必要が出てくるのかどうかを確認しておきたい。

また、個人の意見になりますが、低彩度は基調色ということですが、高齢者は視力も落ちてきているので、低彩度の色が重なっても良く分からないということがあるかと思います。低彩度は基盤色にして、その上に彩度の高い色彩を用いても良いのではないかと思います。

これは県内でもモデルになってきますので、考慮していただきたい。

(事務局)

指定区域は地番表示になります。

それから、都市計画道から10mとは、都市計画決定の幅から10mとなるので、完成形から10mということでございます。

(議長)

色については、低彩度で明度差をはっきりすれば高齢者も見やすくなるということですので、注意していただければと思います。

ほかに、意見はございますか？

(島津委員)

高島町の中央通りは完成してから15年も経ったのかなと思ったところでした、高島町の取組みを考えれば、長井市では相当地元でも話し合っただけで済んだのだろうと推測します。ぜひ頑張って魅力的な商店街を作ってもらいたいと思います。

高島町では銀行からも協力してもらっています。長井市の計画エリアにも銀行がありますが、銀行から協力してもらえれば、周りも協力する雰囲気になってくると思います。それから地中化ですね。高島町もそうでしたか電線があると無いのとでは全然違いますので、ぜひ地中化してもらえれば良いと思います。ノボリ旗については、やはり店が繁盛しないとダメですね。いくら景観に配慮しても店が繁盛しないと意味が無いと思います。

それから自販機ですが、コカコーラのような原色を遠慮してもらおうとか、メーカーによって色に配慮している場合もありますの、そこも考慮すればよい。ぜひ頑張っていただきたい。

(遠藤委員)

この指定によって、県でも国でも予算配当するという制度はあるのか。それから既存不適格になる看板について、改善する場合の補償はどうなるのか。

それから電線地中化ですが、県内どこの市町村でも地中化してもらいたいのです。広告景観モデル地区になれば電線も地中化になるようであれば、他の市町村も手を挙げてくれると思います。ぜひ、長井市には見本として取り組んでほしい。

それから、浅草のノボリ旗の事例についてですが、あれは商店街の皆さんが集まって決めたもの。色彩については行政側が強制させるものではなく、住民が話し合っただけで決めたものだと思います。

(事務局)

広告物は、公的なものでなければ経済活動の一環ということになりますので、行政側が補助するという事は制度上無いという状況です。例えば既存不適格になったとしても、5年間の猶予期間を設けておまして、それまでに是正してもらいことになります。一般的に許可広告は3年間で更新となりますので、5年間と考えれば、1回目の更新は良いが、2回目の更新の際には是正してもらおうことをお願いしていくことになります。

(遠藤委員)

3年あるいは5年で更新ということですが、実際に更新の際に直してもらっているのですか？そこは確認していますか？現実には直していないのが現実ではないのか。補助をしますので変更してくださいというのが普通だと思うのですが、そこは行政の指導だけでよいのか。

(事務局)

今回の件は、地元の話合いで、地区の皆様の総意で厳しくしていこうということです。よって、規制が厳しくなるという前提で決めていることですので、行政からはお願いする立場となりますが、不適格なものは直してもらおうことになります。

(島津委員)

高島町では看板に助成は出していないが、生け垣とか植物を植える場合には町の方から助成している。助成については市町村で取り組めるようなものに県がフォローしていくという形の方が良い。住宅そのものとか看板の規制に絡んで助成するというより、景観の中で良さを出ししていくところに助成の方策を考えていくのがベターではないか。

(議長)

ほかに、御意見、御質問はありますか。

(三原委員)

今回の指定について、確認しておきたいのですが、労働金庫の所が指定から外れている理由を教えてください。

(事務局)

今回の指定については、街路事業の拡幅と連動しており、その関係者で構成されたまちづくり協議会において話し合いが行われてきています。指定の範囲については街路事業に影響する地権者の1宅地までとしており、労働金庫はたまたま街路事業の影響範囲から外れているため、今回の指定エリアからも外れている。

また、長井市の重要景観地区と広告景観モデル地区は同じエリアで設定しておりますので、この2つの理由から不規則な形になっている。

(議長)

そろそろ時間ですので、今回の諮問事項であります広告景観モデル地区の指定につきまして、異議なしという方は挙手をお願いします。

《挙手多数》

挙手多数ですので、審議会としては異議なしと答申いたします。

なお、答申文の内容については私に一任させていただくことでよろしいでしょうか。

(議長)

続きまして、2件の報告事項に入りたいと思います。なお、質疑については、2件の報告後にまとめて行いたいと思います。

まず、「(1)屋外広告物の全国点検調査の状況について」、報告を求めます。

(事務局) ～資料－2のパワーポイントで説明～

(議長)

続きまして、2件目の「②屋外広告物の現状と課題について」、報告をお願いします。

(事務局) ～資料－3のパワーポイントで説明～

(議長)

これら2件の報告事項について、御質問、御意見ありますか。

最初に「屋外広告物の全国点検調査の状況について」ですが、札幌の事故の直後に、NHKのクローズアップ現代に山畑委員も出演しておりますので、何か全国的な情報などがあればお願いします。

(山畑委員)

札幌の事故はセンセーショナルな形で報道されまして、NHKの番組でも取り上げられました。そこで私が申し上げたのは、問題は点検方法が目視であることと、行政側は報告書を受領するだけということになるので、点検方法自体に問題があるだろうと、従来の点検ではだめで、抜本的な対応が必要だろうという話をいたしました。

3月末に日広連が事務局の「屋外広告物適正化審議会」が開催され、その審議会では、どのように点検したらよいのか、3年の更新の際の何回目かに看板枠の中身を開けてアンカーがどうなっているのか確認すべきとか、今後の検討課題が出ております。

屋外広告物は国土交通省の都市局が管轄であるが、建物については住宅局です。建物の外壁のタイルが剥がれ落ちるといった事故もあり、検討委員会も設置していただきましたので、ハード面の点検に関しては住宅局の方がノウハウがあります。そのことと、日広連で点検をよく分かっている業者がおりますので、その業者からアドバイスを受けながら、住宅局で抜本的な点検方法を検討しております。

それから、建築基準法による点検の義務がある建物は非常に少ないのが現状で、小さな建物は義務にもなっていない。また、適用除外の自家広告物はまったく実態が分からない。更に違法広告物が全国的にも多い。これらについては、行政のマンパワーが無い中で実態調査をしていくのは大変だと思います。

また、外壁を診断する業界から話があつて、高所の点検をすると高所作業車等でかなりのコストがかかることになる。それは現実的ではないので何か良い方法がないかという、屋上からロープで降りて点検診断できるノウハウがあるとのこと。そういう時に一緒に袖看板を点検できるという提案もあつた。

ただ、看板を点検するチェック項目で、目視だけではなく適正にチェックするとなると非常にやっかいなことになる。よって、設計の段階で広告物を取り付けるアンカーのスペックを点検しやすいように考えていく必要がある。

このように現状では問題が山積みで、課題が分かっているもののすぐに行動に移せるかと言うと難しい状況である。目視で分かる状態であれば相当危ないというのが現状ですし、違法な広告物もあるし、自家広告物の実態もつかめていない。そういったところを手探りで調査していかなければならないのが実態です。

袖看板ですと小さな物でも高い所から人に当たると大変なことになるので、その責任の所在も広告主だけでなくビルオーナーや、土地の所有者にも十分に理解してもらうことも第1歩として初めていく必要がある。また、屋外広告物はこれだけ数がある割にはマイナーな分野なので、もっと認識を広めていく必要がある。

クローズアップ現代では、収録の前日に国土交通省から業界や行政の取組みについてもPRしてもらいたいという連絡があつたので、それで最後に、広告は景観を構成する重要な要素であり、歴史や文化もあるので、安全安心を前提にしていけば有効なツールであると言わせてもらいました。

なかなか現状では高所の広告物をどう点検していくかという難しい課題があるのですが、でも待ったなしというのが現状です。

(議長)

ありがとうございました。それでは、御意見、御質問ありますでしょうか。

(増田委員)

あの事故以来、点検の仕事がずいぶん増えまして、高所作業車やガードマンを付けると20

万円から30万円はかかる。点検したとしても悪い結果が出たら撤去するしかない。そうすると撤去費用もかかる。我が社の場合も、目視の段階で撤去した方が良いと思える看板を半分くらいは撤去を進めている。

袖看板は管理するだけでも大変なので、違う形態の広告が主流になってくるのではないかと思う。容易に点検できないものを維持管理していくのは大変。これが仕事だとは言え袖看板は管理の面で難しいと思いますね。

それから16階くらいだと、上からの点検は無理なので下から足場を組むしかない。そうすると1千万円くらいかかる。こういう状況だと、いっそのこと違う広報をしたらよいのではという話になっている。今後、屋外広告物の規模は小さくなるし、危険な状態になってくれば、今のような形態から変わってくるのではないかと思う。

(議長)

私もクローズアップ現代を見ていました。京都では繁華街の屋上にある屋外広告物は全て撤去してしまったという状況もあるようですが、山畑委員の言うとおりに、屋外広告物は文化でもあり歴史でもありますので、その辺は考えていく必要があると思います。

それでは、2番目の「屋外広告物の現状と課題について」、意見や質問があればお願いします。

(増田委員)

交差点付近に看板が乱立しており、それが景観の阻害要因になっているのだと思います。私もそう思っておりますが、これについては5、6年前から行政と何とかしなければいけないという話をしております、タウンミーティングも企画開催したところです。

広告物には大きく2つの違いがあって自家用広告と貸看板がある。これを一緒に混同するのが間違いだと思っているのですが、交差点にあるような看板は貸看板で、スポンサーを集めて商売をしている。一方で、銀行であったり医者であったり、店舗であったり、施設内に設置するのは自家広告物になる。

今問題になっているのは、全て貸看板であるということ踏まえて、これをどのように規制していくか、規制するのが可能なのか、規制していくのがよいかどうか分からないのですが、考えて行く必要があるのだらうと思います。

屋外広告物条例は平成10年に大幅な改正がありましたが、実は改正以前は建植広告物に相互間距離の基準があった。改正で相互間距離が撤廃され、かえって交差点部の看板が増えてしまったように思える。

そのような実態があることも付け加えさせていただきます。

(鈴木委員)

事例にあるように、広告看板が集中すると広告としての効果は逆効果になる。クライアントも広告効果を期待しているわけなので、こういう広告の仕方はいかがかと。

一方で、総量規制などをしてしまうと、集中していたのが分散することになり、かえって設置箇所が増えてしまうだけになると思われる。

(金内代理)

屋外広告物が設置されているというのは、言い換えれば経済活動が活発化しているともいえる。あまり規制を強めない方がよいのではないかと。

(上坂委員)

条例上、第3種普通規制地域では広告物の面積は30㎡までとなっていますが、それは1基の広告物に対しての基準となっています。事例の写真(山形市旅籠町)では6つの看板がありますね。2枚の看板が縦に3列並んでおりますが、この場合、縦に2枚の広告物が構造的に1基の広告物として捉えることとなります。それが30㎡以下であれば基準通りになっているわけです。それが3つ並列されている。つまり、基準の裏をかいくぐって設置されているとも見えるわけですので、そのことが問題あるのではないかというのが議論のポイントです。

(議長)

よろしいでしょうか。他に質問は。

(三原委員)

事例の写真を見ていると、医者かレストランの広告が多いのですが、酒田市の状況写真を見ていると、風俗系の看板のようなものが設置されている。こういった看板は見栄えも悪いうえに悪影響も懸念されるので規制できないものか。

(沼澤代理)

風営法に該当する広告物は設置できないこととなっているが、事例の写真のような求人情報は、特に風営法に引っかからず、規制できないのが現状。

(事務局)

酒田の事例のような看板については、屋外広告物条例では内容の規制はできず、風営法や青少年健全育成条例で規制していくしかないのが現状。沼澤代理の説明のとおり、事例のような看板については単に求人情報ということで、風営法や青少年健全育成条例にも引っかからないということで、規制は困難な状況です。

(杉山委員)

こういった看板は色が派手なので、色も2色だけにするとか、そういうことを考えてみてもよいのでは。日本の看板は文字がいっぱいデザイン的にどうかと。

また、山形市香澄町の状況写真を見ると、看板の高さが高すぎるのではないかと思います。設置者もこの辺は意識して、高さをゆずってみても良かったのではないかと思います。この高さだと交差点との関係で安全面でも危惧されると思う。

(議長)

貴重な御意見ありがとうございます。他に質問はありますか。

(能登委員)

看板の総量と景観については、考えて行く時期に来ていると感じている。ただ、経済活動のこともあるので、これについては、もっと議論を深めていく必要があるのではないかと。

いずれにしろ、景観に対する看板の関係は重要なことである。

(事務局)

景観保全と経済活動との線引きが難しい。今回の件で規制をかけるにしても面積についてどこまでが景観を阻害することになるのかという判断基準が困難。これについては、他県の事

例を参考にしながら検討していく必要があると思っています。

(山畑委員)

景観と経済活動の関係性では、例えばパリでは、看板の数は少ないけれども看板のデザインを工夫して適切な広告を設置するのは可能。正直なところ、日本の広告のデザインのクオリティーは低い。

まちづくりを考えて、看板のデザインを工夫すれば景観と経済活動の両立は可能。例えば富山県では集合看板についてはデザインコントロールしている事例がある。

(議長)

貴重な御意見ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。

無いようですので、以上を持ちまして、本日の事項はすべて終了いたしました。活発な御意見ありがとうございました。

(事務局)

以上を持ちまして、本日の審議会を終了いたします。

今日は長時間ご審議ありがとうございました。

(了)

平成27年7月16日

議 長 和田 直人

議事録署名人 三原 容子

議事録署名人 鈴木 琢郎